

### 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

## 施策1 地域福祉の推進

### 施策の方向

市民が共に思いやり、支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への主体的な参加を促進するとともに、ボランティアなどの活動を支援しながら、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働<sup>※</sup>による地域福祉を推進します。

### 現状と課題

- 地域社会では、これまでの伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化しています。近年多発している自然災害を受け、地域の絆やコミュニティ<sup>※</sup>の必要性があらためて強く認識されるようになっていきます。
- 市民の地域福祉に対する意識を醸成するとともに、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への幅広い市民の参加を促進し、地域における生活課題に取り組む市民の力を引き出し、支え合いの地域づくりにつなげていく必要があります。
- 市民が生活課題に取り組むにあたり、身近に相談できる場の整備・周知を図り、関係者や関係機関が連携することで、市民に対する支援体制を構築していく必要があります。
- 支援を必要とする人を地域で継続して支えていくため、地域福祉を支えるボランティアの養成と活動支援により、つながりづくりや見守り、声かけを行うことができる関係を築いていく必要があります。
- 地域住民が福祉サービスを適切に利用できるよう、保健、医療、福祉をはじめとする各分野の連携・協働のもと、必要なサービスを総合的に利用できる仕組みづくりが必要です。
- 地域住民が社会福祉施設や介護保険サービス及び障害福祉サービスなどを安心して利用できるよう、社会福祉法人や事業者等に対して、運営等に関し、適切な指導・監査を行っていく必要があります。

### 施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	地域福祉推進計画における数値目標の達成率	128.5% (R5)	117.4%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.52P	2.54P

施策を構成する事務事業

施策1 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動への参加促進

- 社会福祉総務事務

(2) 地域福祉のネットワークづくり

- ◎地域支援事業(再掲)
- 民生委員関係事務
- 戦没者慰霊祭事業
- 福祉関係計画推進事業
- 戦没者・原水爆被爆者等援護事業

(3) 社会福祉事業等の適正な運営の確保

- 社会福祉事業等指導・監査事業

## 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

### 【施策の柱】健やかな暮らしを支える

#### 地域支援事業（再掲）

#### 担当部課名

福祉部

長寿介護課・地域包括支援課

保健衛生部

地域保健課

#### 事業概要

- 介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を40歳以上の被保険者と国・県・市区町村がそれぞれ負担する制度である。また、平成27年4月に施行された改正後の介護保険法に基づき、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を、本市においては平成28年4月から実施するとともに、「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

#### 現状と課題

- 本市の高齢者人口は、介護保険制度がスタートした平成12年の38,018人に対し、令和6年は55,034人と約1.5倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体によるサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援を始めとする認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。
- フレイル<sup>※</sup>関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命<sup>※</sup>の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着目した事業展開が必要である。
- 医療や介護が必要になっても本人の意思にあった医療ケアが行われるようにするため、人生の最終段階における医療ケアについて繰り返し話し合う取組が医療・介護現場だけでなく、市民の生活の中に浸透させていくことが必要である。
- 認知症施策については、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、更なる推進が求められている。

#### 今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市保健計画」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制<sup>※</sup>の推進に取り組む。
- フレイル予防の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、高齢者が自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、関係団体等と連携を図り取組を推進する。
- 引き続き、地域における健康づくりを推進する団体等と協働し、ふれあいくらぶ等の事業が継続実施できるよう取組を推進する。
- 医療と介護の両方が必要になった方を地域で支えるため、急変時の対応等の休日夜間を含めた24時間体制のネットワーク形成に向けて、病院、診療所及び多職種によるワーキンググループで検討し、連携を強化するための取組を実施する。
- 住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACP<sup>※</sup>（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について、幅広い年齢層の市民と、医療・介護関係者を対象とした研修等を行うとともに、本人の想いを共有するための「わたしの想いノート」の活用も併せて周知を行う。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域で支える取組を継続して推進していくとともに、認知症に関する理解を深めることで、早期発見、早期対応による重症化予防につなげていけるよう、更なる普及啓発に取り組む。
- 認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症サポーターが中心となって認知症の方をチームで支えるチームオレンジの設置を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,043,608		

## 施策2 高齢者福祉の充実

### 施策の方向

高齢者が健やかにいきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケア体制を確立する中で、生活支援や介護のサービスを適切に提供するとともに、介護予防や在宅医療・介護連携、認知症対策を推進するなど、高齢者福祉の充実を図ります。

### 現状と課題

- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防等との連携により、支援が必要な方を身近な地域で支える地域包括ケア体制を一層充実することが必要です。
- 高齢化の進行に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護の一体的な提供ができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携を推進していくとともに、認知症の方への適切な支援や高齢者の権利擁護に関する事業に取り組むなど、高齢者の自立した生活を支援する環境づくりが必要です。
- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいを持って生活ができるよう、社会参加を促進するための体制づくりが必要です。

### 施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	地域包括支援センターの相談支援件数	5,182件 (R5)	4,711件	
	介護を要しない前期高齢者の割合	96.2%	96.2%	 
	認知症サポーター数	18,761人 (R5)	21,558人 (累計)	
市民実感 度指数	令和3年度			
	令和4年度		2.40P	2.43P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

### 施策を構成する事務事業

#### 施策2 高齢者福祉の充実

##### （1）生きがいつくりの推進

◎生きがい対策事業

○福祉センター事業

##### （2）生活支援サービスの提供

○老人保護措置事務

○敬老対策事業

○在宅高齢者対策事業

○若竹ねざらい事業

##### （3）介護サービスの提供や介護予防・認知症対策の推進

◎地域支援事業

◎成年後見制度普及促進事業

○介護保険対策事業

**主要事業**

**生きがい対策事業**

**担当部課名**  
**福祉部 長寿介護課**

**事業概要**

- 高齢者が知識と経験を活かし、地域社会における社会奉仕活動や創造的活動に参加し、生きがいを高めるため、シニアクラブ等への助成を行うとともに、超高齢社会を迎え、地域住民の主体的な参加の促進を図るため、地域の連携意識と福祉の心の醸成を図る。

**現状と課題**

- 高齢者数の増加が予測される中、シニアクラブのクラブ数と会員数を増やしていくことが課題である。

**今後の事業展開**

- 市シニアクラブ連合会との連携を強化し、シニアクラブ活動の活性化を図る。
- 関係団体との連携や、いきいきサロンを活用し組織の活性化と運営支援及び新規会員数の増加に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	18,373		

## 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

### 【施策の柱】健やかな暮らしを支える

#### 地域支援事業

#### 担当部課名

福祉部

長寿介護課・地域包括支援課

保健衛生部

地域保健課

#### 事業概要

- 介護保険の保険者は市区町村であり、制度運営を主体として行う。介護保険制度のサービスは、訪問介護などの保険給付と介護予防事業などの地域支援事業で構成され、その費用を40歳以上の被保険者と国・県・市区町村がそれぞれ負担する制度である。また、平成27年4月に施行された改正後の介護保険法に基づき、これまで介護予防給付として行っていた介護予防の訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行して実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を、本市においては平成28年4月から実施するとともに、「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症対策の推進」「生活支援体制整備事業」などの取組を進めている。

#### 現状と課題

- 本市の高齢者人口は、介護保険制度がスタートした平成12年の38,018人に対し、令和6年は55,034人と約1.5倍となっている。高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を着実に推進するとともに、①多様な主体によるサービスの提供に向けた取組、②更なる在宅医療・介護連携の推進に向けた取組、③認知症初期集中支援チームによる支援を始めとする認知症への総合的な対策に向けた取組などを、なお一層進めていく必要がある。
- フレイル<sup>※</sup>関連の疾病が、要介護の原因に関わることから、健康寿命の更なる延伸に向けては、フレイル予防に着眼した事業展開が必要である。
- 医療や介護が必要になっても本人の意思にあった医療ケアが行われるようにするため、人生の最終段階における医療ケアについて繰り返し話し合う取組が医療・介護現場だけでなく、市民の生活の中に浸透させていくことが必要である。
- 認知症施策については、令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、更なる推進が求められている。

#### 今後の事業展開

- 「高齢者いきいき甲府プラン」及び「甲府市保健計画」に基づき、住民をはじめとする多様な主体が参画した通いの場や生活支援サービスの充実など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケア体制の推進に取り組む。
- フレイル予防の普及啓発に努めるとともに、フレイル予防教室や地域の通いの場等において、握力等の測定やフレイルに関するチェックを実践し、高齢者が自らの健康状態を点検し、健康の保持・増進に向けた取組が実践できるよう、関係団体等と連携を図り取組を推進する。
- 引き続き、地域における健康づくりを推進する団体等と協働し、ふれあいくらぶ等の事業が継続実施できるよう取組を推進する。
- 医療と介護の両方が必要になった方を地域で支えるため、急変時の対応等の休日夜間を含めた24時間体制のネットワーク形成に向けて、病院、診療所及び多職種によるワーキンググループで検討し、連携を強化するための取組を実施する。
- 住民が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、ACP<sup>※</sup>（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について、幅広い年齢層の市民と、医療・介護関係者を対象とした研修等を行うとともに、本人の想いを共有するための「わたしの想いノート」の活用も併せて周知を行う。
- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、地域で支える取組を継続して推進していくとともに、認知症に関する理解を深めることで、早期発見、早期対応による重症化予防につなげていけるよう、更なる普及啓発に取り組む。
- 認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症サポーターが中心となって認知症の方をチームで支えるチームオレンジの設置を進める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,043,608		

**成年後見制度普及促進事業**

担当部課名  
 福祉部 長寿介護課

**事業概要**

- 成年後見制度<sup>\*</sup>の利用の促進に関する法律に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、平成31年3月に「甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、平成31年4月には「甲府市成年後見制度中核機関（以下「中核機関」という。）」を設置し、甲府市社会福祉協議会へ運営を委託した。  
 令和5年度には、更なる成年後見制度の普及促進を図るため、次期計画として「第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、中核機関と本市が車の両輪となり、成年後見制度の利用を促進するための施策に取り組んでいる。  
 また、令和7年度から新規事業として、単身高齢者等を対象とした終活に係る相談窓口を設置し、支援体制を構築することによって、人生の終末期に対する不安を解消する取組を行う。

**現状と課題**

- 成年後見制度の利用者は増加しており、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の増加に伴い、成年後見制度のニーズも高まっている。しかし、本市が令和5年度に行ったアンケート調査では、本市の成年後見制度の認知度は7割程度と比較的高い水準（72.9%）であったが、利用意向については他市と比較して2割程度と低い水準（27.1%）にあることに加え、「利用したいか分からない」と回答した者も4割程度（43.7%）いた。そのため、普及啓発の対象者を、判断能力が不十分な方々・支援関係者・一般市民ごとに分けて周知し、「利用したいか分からない」者が減らせるように、更なる普及啓発活動を行う。また、少子高齢化から単身高齢者等が増加しており、身寄りのない人をはじめ、人生の最期に対して不安を抱える市民の増加が見込まれる中、終活に対する支援ニーズが高まっている。

**今後の事業展開**

- 第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の基本理念である、だれもが尊重され自分らしく暮らせる権利擁護支援の推進を図る。
- 成年後見制度の普及・啓発の推進、中核機関の機能充実、権利擁護の地域連携ネットワークの強化の施策を推進し、成年後見制度の利用促進を図る。
- 令和7年度から新規事業として、単身高齢者等を対象とした終活に係る相談窓口を設置する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	25,365		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

### 施策3 障がい者福祉の充実

#### 施策の方向

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、障がいへの理解を深める中で、障がいのある人の生活を支える各種サービスを提供するとともに、社会参加を促進する等、障がい者福祉の充実を図ります。

#### 現状と課題

- 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、障がいによって差別されることなく、共に生きる喜びを実感できるよう、協働による共生社会の実現を目指す必要があります。
- 障がいの多様な特性にかかわらず、また、どんなに障がいが高くても、必要とするサービスを利用しながら、障がいのある人本人が希望する地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がいのある人が、生涯を通じて、可能な限りその希望する身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約しているあらゆる社会的な障壁の解消を推進し、いきいきと暮らせる環境づくりが必要です。
- 障がい児の健やかな育ちを身近な地域で支援するため、ライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりの構築を図る必要があります。

#### 施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	一般就労移行者数（累計）	223人	235人	
	基幹相談支援センター※の相談支援件数	17,446人	14,086人	
市民実感 度指数	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
			令和5年度	2.26P
			令和6年度	2.31P

施策を構成する事務事業

施策3 障がい者福祉の充実

(1) 障がい者福祉サービスの提供

- ◎重度心身障害者医療費助成事業
- ◎自立支援サービス事業
- 特別障害者手当等支給事業
- 心身障害児童福祉手当支給事業
- 自立支援医療事業
- 自立支援補装具事業
- 自立支援給付審査会事業
- 障害児通所支援事業
- 障害児(者)施設整備事業

(2) 社会参加の促進

- ◎障害者のすみよいまちづくり事業
- ◎地域生活支援事業
- 障害者センター事業
- 身体障害者福祉事務

## 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

### 主要事業

#### 重度心身障害者医療費助成事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

#### 事業概要

- 重度心身障がい者の医療費助成
- 入院時の食事代の助成

#### 現状と課題

- 窓口無料方式による医療費助成に対する、国民健康保険制度の国庫負担金等の減額措置を解消するために、平成26年11月から助成方法を自動還付方式に移行した。
- すこやか子育て医療費助成制度との均衡を図り、重度心身障がい児の経済的、時間的負担を軽減するため、窓口無料方式の対象を令和5年1月から高校3年生相当までに拡大した。
- 入院時の食事代の助成についても、高校3年生相当までの重度心身障がい児については令和5年1月から全額助成することとした。

#### 今後の事業展開

- 支払困難者については、県の貸付制度の周知を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	681,669		

#### 自立支援サービス事業

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

#### 事業概要

- 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援を行う。
- 日中活動系サービス…療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、自立生活援助を行う。
- 居住系サービス…共同生活援助、施設入所支援を行う。

#### 現状と課題

- 障害福祉サービスの利用者が増えているが、障がい者のニーズの多様化により、様々なサービスを提供する必要がある。適切なサービスを提供するため、利用計画の作成等及び指定特定相談支援事業所<sup>※</sup>の人材育成が求められる。また、法制度の改正等を注視する必要がある。

#### 今後の事業展開

- 更なる資質の向上を図るため、情報の共有や研修等を通じて指定特定相談支援事業所全体のスキルの底上げを図りながら、制度改正等に適切に対応していく。
- 指導監査課と協力し、各事業所に適切な業務を指導、監査していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	5,021,290		

**障害者のすみよいまちづくり事業**

担当部課名  
 福祉部 障がい福祉課

**事業概要**

- 重度心身障がい者に対するタクシー利用料金の助成（タクシー利用券の交付）

**現状と課題**

- 重度心身障がい者の社会参加・自立支援のため、引き続き事業を継続する必要がある。
- タクシーの初乗り料金の変更に伴い令和2年4月から助成額を1枚740円とした。
- 令和3年度から、当初交付枚数（最大24枚）を使い切った人を対象に追加交付（最大12枚）している。
- 令和7年度から、視覚障害の対象範囲を3級から6級まで拡充する。

**今後の事業展開**

- 安定的な事業実施のために、助成基準額の増額等を県に要望していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	16,562		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

**地域生活支援事業**

担当部課名

福祉部 障がい福祉課

**事業概要**

- 意思疎通支援事業や移動支援事業、日常生活用具給付等事業等を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施する。

**現状と課題**

- 平成 26 年度より障害者基幹相談支援センターを設置し、地域の中核的な総合相談の支援拠点として障がい者や家族からの相談に総合的に応じているところであるが、障がい者の地域移行、地域定着が国の政策として進められる中、相談内容も多岐に渡り、より一層の相談支援体制の強化が求められている。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修を行い、意思疎通に支障がある障がい者等が自立した日常生活を送れるように支援する。

**今後の事業展開**

- 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化する。
- サービスを必要とする方が利用できるよう、分かり易い情報提供に努める。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目的とし、地域生活支援を更に推進するため、甲府市地域生活支援拠点等を整備し、各種事業を実施する。
- 福祉、保健、医療等関係者による協議により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた現状把握及び地域課題の抽出、共有等の取組を更に推進する。
- 医療的ケア児（者）の支援に関し、令和4年度に配置したコーディネーターによる、対象者の現状把握、分析、関係機関との連絡調整、支援内容の協議等を行う。
- 保育所等における発達障害に関する相談は増加傾向にあるため、発達障がい等スーパーバイズ<sup>※</sup>事業を実施し、子どもの特性に合った支援や保育所等での環境を整える等、発達障がい児支援を促進する。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業を実施し、盲ろう者の意思疎通支援者の育成を図るとともに社会参加を促進する。
- 関係機関等と連携し、障がい者の支援体制づくりの充実に取り組む。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	197,086		

## 施策4 社会保障の充実

### 施策の方向

市民の安定した生活と健康を支えることができるよう、生活困窮者に対し、個別の世帯の実情に配慮した適切な支援に努めるとともに、国民健康保険や介護保険などの健全な運営を推進します。

### 現状と課題

- 社会経済構造の変容が著しい中、社会保障の果たす役割は大きく、国民に健やかで安心できる生活を保障するという社会保障の健全かつ持続的・安定的な運用が求められます。
- 生活が困窮している市民に対しては、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、一人一人の実情に配慮しつつ、包括的な相談支援とともに、安定した住居の確保と就労機会の確保など、自立を促すための取組などがが必要です。
- 国民健康保険と後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、保健事業の充実や医療費の適正化、保険料の収納率の向上などに取り組む必要があります。
- 国民年金の制度に対する理解を深めるとともに、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。
- 介護保険の健全な運営を図るため、介護サービスが適切に受けられる環境の整備、保険料の納付率の向上などに取り組む必要があります。

### ● 施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	生活保護の廃止のうち、就労（増収）によるものの割合	11.63% (R5)	12.5%	
	国民健康保険料の収納率（現年度）	93.27% (R5)	94.00%	
市民実感 度指数	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	2.39P	2.47P

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

### 施策を構成する事務事業

#### 施策4 社会保障の充実

##### （1）生活困窮者への適切な支援

- ◎生活保護扶助事業
- 行旅病人死亡人取扱事務
- 生活保護適正実施推進事業
- 生活保護受給者就労支援事業
- ◎生活困窮者自立支援事業
- 生活保護総務事務
- 中国残留邦人生活支援事業

##### （2）国民健康保険の健全運営

- ◎国民健康保険事業

##### （3）後期高齢者医療の運営支援

- 後期高齢者医療事業

##### （4）介護保険の健全運営

- 介護保険運営事業

##### （5）国民年金の普及啓発

- 国民年金事務

## 主要事業

### 生活保護扶助事業

担当部課名  
 福祉部 生活福祉課

#### 事業概要

- 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭などの必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした事業である。

保護の要件として、保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する。

#### 現状と課題

- 生活保護制度を利用する本市の被保護世帯数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用情勢の悪化や物価高騰等の影響を受けつつ、令和3年4月をピークに、その後は増減を繰り返す中で、全体としては減少傾向となっている。また、被保護世帯の類型別割合は「高齢者世帯」が全体の約6割近くを占めているが、稼働可能な被保護者の多くが該当する「その他世帯」も約2割を占めており、被保護者の就労意欲の喚起や、状況に即した就労支援など、その自立の助長が必要となっている。
- 本市生活保護扶助費の割合は、高齢者世帯の増加等に伴い5割以上を医療扶助費が占めている。

#### 今後の事業展開

- 保護の目的が達成できるよう、生活保護法や実施要領等に基づき、適正な生活保護行政の運営に努め、日頃から被保護者の実情を的確に把握し、保護を決定する。被保護者に対しては、本制度の主旨及び権利、義務について正しい理解を得るよう、十分な説明や、すべての被保護者世帯に対して配布する「生活福祉課だより」を活用するなど、制度の周知徹底を図っていく。また、関係機関や団体、地域住民と連携を深め、相互理解と地域社会の協力を得ながら、制度の円滑な運用と、地域共生社会の実現を図っていく。
- 稼働可能な被保護者に対しては、ハローワーク等と連携し、就労意欲の喚起や必要な情報の提供及び助言を行い、就労による経済的自立を図っていく。
- 頻回受診、重複処方の対策や後発医薬品の使用等適切な医療の利用を図るとともに、生活習慣病予防として、健診受診促進や管理栄養士による食生活の改善などを行う被保護者世帯の健康管理支援を継続実施していく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	4,763,453		

### 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

#### 生活困窮者自立支援事業

担当部課名

福祉部 生活福祉課

#### 事業概要

- 自立相談支援事業は、自立支援相談員が生活困窮者からの相談に丁寧に応じ、課題をアセスメントする中で、就労支援や家計改善支援など、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、庁内関係部署や関係機関と必要な情報の共有及び連携する中で、包括的に早期自立の支援を行う。
- 住居確保給付金事業は、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方々に、就職活動を行うことを要件に一定期間、家賃を給付する。また、令和7年度より、事業の拡充により家計改善を前提とした低廉な住居への転居費用等の補助を行う。
- 居住支援事業（旧・一時生活支援事業）は、住居のない生活困窮者に対して一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を行い、自立に向けて支援する。
- 子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止するため、就学支援相談員が支援対象世帯を訪問し、子どもの学習支援や進路相談など、必要な支援を行う。
- 家計改善支援事業は、家計のやり繰りに問題を抱える生活困窮者に対し、専門的な観点から、適正な家計収支への助言・指導等のきめ細かな対応により、家計管理能力の向上を図り、早期に生活を再建させるための支援を行う。
- 就労準備支援事業は、直ちに就労が困難な生活困窮者に対し、一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練を行う。

#### 現状と課題

- 相談者の抱える課題は、経済的困窮をはじめとして、障がいや傷病、DVや家族関係等、複雑・複合的な悩みを抱えているケースが多数あり、相談者の実情やニーズを丁寧な相談支援で的確に捉え、必要に応じて庁内関係部署や関係機関と情報の共有及び連携した支援を行っていく。また、困窮状態に応じ、速やかに生活保護担当と連携した支援を行う必要がある。
- 生活困窮者からの新規相談件数は、コロナ禍と比較すると減少しているが、昨今の物価高等により、新たな困窮原因が増えていることから、一人一人に丁寧に寄り添い、積極的に情報把握を行い、実情に応じた各種支援、制度に繋げるなど、早期に安心して生活できるよう支援していく必要がある。

#### 今後の事業展開

- 稼働可能な者に対しては、ハローワーク甲府との連携による就労支援とともに、平成26年11月から開設された本市とハローワーク甲府との一体的事業である職業相談窓口「ワークプラザ甲府」との連携を一層密にした就労支援を展開していく。また、様々な要因から直ちに就労が困難な者に対しては、就労準備支援員が日常生活自立の段階から伴走型の支援を実施し、就労に必要な基礎能力の形成及び就労意欲の喚起を図っていく。
- 稼働不可の者に対しては、庁内関係部署や関係機関との連携を密にして、それぞれの課題解決に向けた総体的な支援を展開していく。ホームレス等に対しても、それぞれの自立に向けて、個々の実情に即した的確な支援を展開していく。
- 生活困窮者における支援としては、庁内関係部署及び社会福祉協議会等の関係機関と情報共有を図り、生活困窮者の早期把握に努める中で、自立に向けた包括的な支援を実施していく。
- 社会福祉協議会が実施した、緊急小口等特例貸付（コロナ特例）の償還にあたり、償還猶予を申請した借受人からの生活困窮などの相談希望があった場合は、社会福祉協議会と連携し、償還猶予や生活再建等に関する相談支援（フォローアップ支援）を積極的に行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	40,878		

**国民健康保険事業**

担当部課名  
 福祉部 健康保険課

**事業概要**

- 国民健康保険制度は、都道府県及び市町村を保険者として、職域を対象とする健康保険や各種共済組合等の被用者保険の被保険者、組合員やその扶養者などの職域単位で行われている制度以外の農林漁業、自営業者などで構成されている地域保険である。
- 病気、けが、出産及び死亡の場合に被用者保険加入者以外の方に対する保険給付を行い、医療保険制度の中核をなす制度であるとともに、医療保障のみならず保健事業活動も実施しており、地域住民の健康保持や健康増進に対しても重要な役割を果たしている。

**現状と課題**

- 国民健康保険の財政運営は、他の医療保険に比べ所得水準が低い加入者が多く、また年齢構成が高く医療費水準も高いといった構造的な問題を抱えているとともに、1人あたりの医療費が年々増え続けている状況から、安定的な保険料収入の確保が求められている。

**今後の事業展開**

- 国は国民健康保険事業が抱える構造的な問題を解決するため、公費負担の拡充を行うとともに、平成30年度から国民健康保険事業を都道府県単位として県との共同運営を行っている。共同運営において、県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指し、また市町村は、資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定、保健事業等、引き続き地域における事業を行っており、今後も国民健康保険の健全な運営を図る観点から、収納率の向上や医療費適正化に取り組んでいく。
- 保険料の収納率向上については、積極的な取組により、国民健康保険事業の財政基盤の安定化を図る。
- 医療費適正化を推進していくため、「第3期甲府市国民健康保険データヘルス計画」に基づく特定健康診査<sup>※</sup>受診率向上の取組として、人工知能（AI）を活用した受診勧奨を実施するとともに、特定保健指導<sup>※</sup>実施率やジェネリック医薬品<sup>※</sup>の利用率向上を図る。また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを始めとする効果的・効率的な保健事業を実施し、市民の健康の保持増進を図っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	18,996,592		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

## 施策5 健康づくりの推進

### 施策の方向

生涯を通じて市民が健やかに暮らすことができるよう、健康や食育に関する知識の普及啓発を図る中で、市民一人一人の主体的な健康づくりを支援するとともに、疾病予防や母子保健の充実を図ります。

### 現状と課題

- 少子高齢化が進行し、医療や介護に係る負担がより一層増えることが予想される中、健康寿命の延伸を実現するため、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上していく健康づくりを推進することが求められています。
- 健康や食育に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域における健康づくりを推進する団体等との協働のもと、誰もが参加できる地域の健康づくり活動を推進するなど、市民自らが健康について理解と関心を持ち、一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援することが必要です。
- 生活習慣病やがん等の早期発見等による疾病予防、母性や乳幼児の健康の保持・増進を図るための母子保健、さらには感染症の予防対策等の充実により、乳幼児から高齢者までライフステージ各期に応じた健康づくり施策を推進する必要があります。
- 平常時の感染症発生動向調査や、結核・HIV・新型コロナウイルス感染症など様々な感染症に関する啓発や情報提供等に取り組み、感染症の予防及びまん延防止の対策を強化する必要があります。

### 施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	がん検診の受診率	胃がん 7.1% 子宮がん 7.5% 肺がん 13.0% 乳がん 13.6% 大腸がん 11.2% (R5)	胃がん 7.10% 子宮がん 8.55% 肺がん 12.70% 乳がん 13.30% 大腸がん 11.00%	
	乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児 98.4% 3歳児 97.5%	1歳6か月児 98.0% 3歳児 97.0%	
市民実感 度指数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	—	—	2.52P	2.59P

施策を構成する事務事業

施策5 健康づくりの推進

(1) 健康づくりへの支援

- ◎健康政策推進事業
- ◎精神保健福祉事業
- ◎妊娠・子育て応援給付金事業(再掲)
- 市民いきいの里管理事業
- 保健統計調査等事業
- ◎健康づくり推進事業
- ◎母子保健事業(再掲)
- 保健施設管理事業
- 保健衛生総務事務

(2) 疾病予防

- ◎健康診査事業
- ◎各種予防事業

(3) 母子保健の充実

- ◎母子保健事業(再掲)
- ◎妊娠・子育て応援給付金事業(再掲)

(4) 感染症への対策・患者支援

- ◎感染症対策事業

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

主要事業

健康政策推進事業

担当部課名

福祉部 地域包括支援課  
保健衛生部 健康政策課

事業概要

- 「人」、「地域」、「まち」による「健康の好循環」を創出し、健康都市宣言に基づく取組を推進することによって、健康寿命の延伸と「元気 City こうふ」の実現を目指す。

現状と課題

- 健康寿命の延伸に向け、健康無関心層を含む多くの市民が、自らが健康についての理解を深め、生活習慣の維持・改善に取り組むよう、健康づくり支援の強化を図ることが必要である。
- 高齢化の進展に伴う在宅医療・介護の需要の増加や、在宅医など医療介護関係者の人材不足が、甲府市及び近隣市町における共通の課題であり、「県央ネットやまなし」の形成を契機として、圏域で連携を強化する中で、効率的な在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進していく必要がある。
- 高齢者の健康については、複数疾患の合併や、加齢に伴うフレイルや認知症等により健康上の不安が大きくなる。こうした不安を取り除き、健康寿命の延伸、QOL(クオリティー・オブ・ライフ)の維持向上を図るためには、高齢者一人一人の状態に応じたきめ細かな支援や地域社会全体での集団的支援により、健康づくりや介護予防を一層推進していくことが必要である。

今後の事業展開

- 一人一人の健康管理を促し、主体的な健康づくりの継続を後押しする「健康アプリ」などの健康施策、令和6年度に作成した甲府市の歌体操の周知等を継続実施するとともに、市民の運動習慣の定着や健康意識の醸成を目的に子どもから大人までを対象とした「(仮称)健康フェスタ」を新たに実施することなどにより、市民の健康意識の醸成を促し、「人」「地域」「まち」が一体となった、健康づくりを推進する。
- 広域での在宅医療・介護連携を推進するため、医療・介護情報検索システムの運用と機能の拡大、医療介護関係者の連携促進やスキルアップなどに取り組む。
- 高齢者一人一人の健康状態に応じた各戸への訪問型支援事業「(仮称)糖尿病重症化等予防事業」や健康状態不明者の状況把握事業「げんきお届け隊」、集団で行う健康づくり事業「健康づくり同窓会」など、保健事業と介護予防の取組を一体的に実施することにより、高齢者の健康寿命の延伸と地域全体で高齢者を支える地域づくり・まちづくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	49,362		

**健康づくり推進事業**

担当部課名  
 保健衛生部 地域保健課  
 子ども未来部 母子保健課

**事業概要**

- 健康増進法や保健計画、食育推進計画に基づく保健事業について、保健計画推進協議会、愛育会、食生活改善推進委員会等と協働して実施することにより、健康づくりの一次予防を推進し、健康寿命の延伸を図る。また、中核市※事務として難病支援事業、国民健康・栄養調査事業等を実施する。

**現状と課題**

- 地域においては、各地区に保健計画推進協議会を組織し、愛育会や食生活改善推進委員会等が行政と連携し、健康づくり推進のための取組を展開している。市民自らが健康づくりに対する意思や意欲を高め、主体的な健康づくり活動が継続できるよう支援していくことが求められる。
- 健康寿命の更なる延伸に向けては、健康の維持・増進を図るための普及啓発や機会の創出とともに、高齢者は地域や仲間と関わる社会参加の機会が重要となるため、フレイル予防に着目した働きかけが更に必要である。
- 働き盛り世代は、ライフイベントや生活環境の変化から運動不足・睡眠不足・ストレス過多が起こりやすく、また、加齢に伴う身体の変化やこれまでの生活習慣などの影響から、生活習慣病などの発症や受診が必要な人が増える時期であるが、仕事や育児、介護などで多忙なことや健康への関心の有無などにより、健康診査やがん検診の未受診、病気の発見の遅れなどがみられる。地域保健と職域保健との連携を進め、定期的な健康診査・がん検診の受診や望ましい生活習慣の定着を図っていくことが必要である。
- 全ての方が健康的な食生活を送ることができるよう、「ライフステージに応じた食育の推進」と「自然に健康になれる食環境づくり」に重点的に取り組む必要がある。

**今後の事業展開**

- 各地区の健康課題に合わせ、健康づくり組織等とも協働しながら、「あなたの地区（まち）の出張保健室」等による住民への健康相談・健康教育により、生活の質の向上を図り、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を実現できるよう健康づくりを推進する。さらに、保険者や中北地域・職域保健連携推進協議会など地域保健と職域保健との連携を深め、生涯を通じた健康づくりの充実を図る。
- 「甲府市食育推進計画」に基づき、食育への関心が高まるよう関係団体等と連携し、「味覚教育」や「体験型食事教育 あなたの食事は☆いくつ？」等を実施するとともに、ライフステージごとの情報発信の充実を図る。また、関連する事業者等と食からの健康課題を共有する体制づくりに努め、健康的な生活習慣を実践しやすい食環境づくりを推進する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	27,972		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

**精神保健福祉事業**

**担当部課名**

保健衛生部 精神保健課

**事業概要**

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、精神保健福祉士及び社会福祉士、保健師等による精神保健福祉相談や、警察官通報の受理及び相談対応等の業務のほか、甲府市自殺対策推進計画に基づく、自殺対策に関わる業務、ひきこもり支援に関わる業務を実施する。

**現状と課題**

- 社会情勢等に伴い、精神疾患を抱える方の相談件数は増加傾向にあり、対応が長期化している。また、医療中断による重症化をはじめ、精神保健に関するニーズは家族構成等も絡み、複雑で多様化しており、より高度な専門性の確保や関係機関との連携強化が必要となっている。
- 若者や非正規雇用の女性、高齢者のみの世帯などの特定層に自殺リスクが高いことが懸念され、第2次甲府市自殺対策推進計画の重点施策として取り組んでいる。また、自殺予防週間・対策強化月間やゲートキーパーなどの自殺対策に対する市民の認知度の向上が課題である。全国的には、小中高生の自殺が急増している。
- ひきこもり当事者の生活を支えてきた親世代も高齢者となり、また、親の介護や困窮、生活環境の低下など、複合的な問題を抱える世帯が増加していることから、庁内及び関係機関と更なる連携強化を図っていく。また、当事者の尊厳を維持し、偏見がなく、当事者や家族が安心して相談や支援が求められる地域づくり、支援体制が必要である。メタバース※を活用したひきこもり相談支援では、当事者が気軽に相談できるよう周知や交流会などを実施している。

**今後の事業展開**

- 精神保健分野では、専門性の向上や関係機関と連携した支援が必要とされ、各種研修への参加や県の協力を得ながらのスキルアップや、医療機関等の関係機関と連携した支援を強化していく。
- 女性や単身高齢者などを対象とした自殺対策として、庁内関係各課と連携した普及啓発や、県央ネットやまなしの多くの人が利用する施設等での働きかけ、また若者の自殺対策として、専門学校や各学校等の生徒及び保護者向けに普及啓発を行っていく。
- ゲートキーパー養成講座受講者の増加や認知度の向上を図るため、中小企業を対象に動画での研修受講や啓発用リーフレットを配付し、自殺対策を支える人材の育成に努める。
- ひきこもりに関する正しい知識を持った理解者を地域に増やし、社会全体で支援していくよう、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の地域で活動している団体等への研修会を実施するとともに県央ネットやまなしでの取組として住民向けのひきこもり講演会を実施する。
- メタバース空間の利用に慣れ親しみ、気軽な相談ツールとなるよう、当事者や家族の孤独感の解消を目的とした交流会を実施する。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	5,792		

**母子保健事業(再掲)**

担当部課名  
 子ども未来部 母子保健課  
 保健衛生部 母子健康課

**事業概要**

- 母子保健法等に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・健康診査等を実施し、母と子の健康づくりを推進する。
- 令和6年度にこども家庭センター（母子保健）を開設し、母子保健コーディネーター、子育て支援コーディネーター及びマイ保健師が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、児童福祉部門と一体的な相談支援を行っている。
- 保険診療で実施した不妊治療等を対象として、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図るとともに、これまで以上に治療機会が提供できるよう、不妊治療費助成事業を実施している。
- 女性の健康相談として、予期せぬ妊娠に関する悩み、女性に特有のこころや身体の悩みなどについて、保健師等の専門職が匿名相談に応じている。

**現状と課題**

- 妊娠届出時面談や産婦健康診査等の事業を通じ、支援の必要な妊産婦の早期把握に努めている。早期にマイ保健師が支援することで、母親の孤立感を和らげ、育児不安や負担感を軽減していくことが必要である。
- 乳幼児期の子どもの健やかな発育・発達を促し、保護者の育児不安の軽減を図るため、訪問や面談を通じた支援のほか、乳幼児健診や各種教室を通じたポピュレーションアプローチについても重点的に取り組んでいる。こうした中、乳幼児の健康診査の受診率は、令和5年度において、90%以上となっているが、引き続き個別通知などを通じて受診の必要性を周知し、受診率の向上に努めるとともに、未受診者の状況把握を行っていくことが必要である。
- 育てにくさを感じている保護者が必要なタイミングで相談できるよう、寄り添った支援を行う中で、保護者が子どもの発達過程や育児に関する理解を深め、適切な関わり方を知る機会の提供に努め、育児困難感を軽減していくことが必要である。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続して行いながら、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、母子保健に関わる関係機関との連携を更に推進していく必要がある。

**今後の事業展開**

- 支援が必要な子どもとその保護者に対し、マイ保健師が寄り添い支援を行うとともに、より手厚い支援が必要な子どもとその保護者についてはこども家庭センター（児童福祉）と連携・協働し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪とした支援の体制を充実させていく。
- 健康診査の未受診フォロー方法について再検討し、未受診児に対し効率的かつ早期にアプローチする体制を強化する。
- 令和6年度から、保護者が発達特性のある子どもに適切に対応できるよう、知識や方法を身につけるペアレントトレーニングと子どもの療育体験ができる「親子はぐくみクラス」を開始した。今後は、保育施設従事者が「親子はぐくみクラス」の事業内容を理解し、必要な保護者への紹介や集団保育の中で具体的配慮ができるようにするため、甲府市内の保育施設従事者も参加可能とする。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	245,811		

### 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

#### 妊娠・子育て応援給付金事業（再掲）

担当部課名

子ども未来部 母子保健課

#### 事業概要

●令和4年度から、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て家庭等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る妊娠・子育て応援給付金の支給を一体的に実施してきた。令和7年度からは、従来の「妊娠・子育て応援給付金事業」に代わり、子ども・子育て支援法による法定事業である「妊婦のための支援給付事業」として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を効果的に組み合わせて、妊婦への総合的な支援を図る。

##### (1) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

相談支援や保健指導を通じて、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整備することを目的とする。

妊娠届出時、妊娠8か月頃及び出生後4か月頃までの間で面談を実施し、必要な支援を行う。なお、妊娠8か月頃の面談は、アンケートを行い、面談を希望した場合又は支援が必要と判断した場合に行う。

##### (2) 妊婦のための支援給付（妊婦等への経済的支援）

妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを目的とする。

「妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告(妊婦給付認定申請)」を行い、妊婦給付認定者として確認された後に1回目の給付（5万円）を、出産予定日の8週間前の日（死産又は流産した時はその日）以降に、妊婦から胎児の数の届け出を受けたのちに2回目の給付（妊娠している子どもの人数×5万円）を支給する。

#### 現状と課題

●核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっている。

#### 今後の事業展開

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫して、全ての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるような環境を整備していく。
- 令和5年10月に開始したオンライン相談については、来所ができないなど対面での支援が行えない場合や妊娠8か月頃の面談の機会などに利用を積極的に案内する中で、相談ツールとして有効に活用する。これにより、適時に、一人一人に寄り添った支援を行っていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	128,142		

**健康診査事業**

担当部課名  
 保健衛生部 地域保健課

**事業概要**

- 生活習慣病やがん等の早期発見及び重症化を予防し、健康寿命の延伸を図る。
- 健康増進法第17条及び第19条の2の「市町村による生活習慣相談等の保健指導、関連業務の実施、健康増進事業の実施」に基づき、基本健康診査や各種がん検診などの事業を実施している。

**現状と課題**

- 生活習慣病対策として、19～39歳の方を対象とした基本健康診査を実施するとともに、生活保護受給者を対象とした生活保護受給者等健診を実施し、生活習慣病等の早期発見に努めている。また、がんの早期発見への取組として、各種がん検診を実施している。疾病の早期発見及び重症化予防に向けて、多くの方に健康診査やがん検診を受けられるよう、健診体制の整備や周知に取り組む必要がある。
- 女性のがんについて、乳がんは最も罹患数が多く、また、子宮頸がんは増加する年齢が特に低く、20代後半から緩やかに罹患率が上昇している特徴がある。いずれも早期発見であれば生存率が高いがんであることから検診による早期発見が重要となっている。
- がん検診を受けて精密検査の対象となった方が、きちんと精密検査を受けていただくような取組が課題となっている。
- 全世代を通じて定期的な歯科健診受診が重要であるが、市が実施している成人歯周疾患健診の認知度が低いことや受診者が少ないことが課題となっている。高血糖状態者や65歳未満の節目年齢（20,30,40,50,60歳）にターゲットを絞った受診勧奨や、今後の受診勧奨の効果を上げるために受診後のアンケート調査を実施し、分析を行った。

**今後の事業展開**

- 多くの方に基本健康診査やがん検診等を受診してもらえるよう、あらゆる機会を通じて健診受診の周知を図り、受けやすい健診体制の整備に努める。特にがん検診については、令和2年度より集団健診申込みにおいて、希望しない健診を選択するオプトアウト方式<sup>※</sup>を取り入れたことで受診者数が増加したことから、こうした取組を継続していく。
- 女性特有のがんに関する正しい知識の普及や女性が検診等を受診しやすい環境づくりに努める。
- がん検診の結果、精密検査対象者となった者のうち受診が確認できない方に対し、電話等による受診勧奨を継続実施する。
- ターゲットを絞った受診勧奨により受診した方へのアンケート調査の分析を踏まえ、受診勧奨を行うことで歯周疾患健診の受診者の増加に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	158,634		

### 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

#### 各種予防事業

担当部課名

保健衛生部 医務感染症課

#### 事業概要

- 予防接種法に基づき、感染症の被害を最小限にとどめるために、免疫の備わっていない乳幼児等や体力が低下している高齢者への予防接種を実施する。
- 定期接種の対象者またはその保護者に対して、制度の概要、予防接種の有効性、安全性及び副反応等について周知するとともに、予防接種による副反応や症状について、不安のある方からの相談を受け付ける。
- 予防接種法による予防接種を受けた方から、健康被害救済制度の請求を受けた場合は、甲府市予防接種健康被害調査委員会を開催する。その審議結果については山梨県を経由して国に進達を行う。
- 造血幹細胞移植を受けたことにより、医師の診断において予防接種を受ける必要がある者に対して、接種に係る費用の助成を行う。

#### 現状と課題

- 接種間隔が空くなど、接種時期を忘れやすい年代の接種率が低い傾向にあることから接種率の向上を図る必要がある。
- 予防接種法に基づく予防接種は、新たなワクチンの定期接種化や、ワクチンの流通状況により、国において経過措置が設けられるなどの制度改正があることから、市民や医療機関に対して速やかに情報を伝える必要がある。
- 令和7年4月1日から新たに带状疱疹ワクチンが定期接種となるため、市民や医療機関に対して周知を図る必要がある。
- 予防接種事務のデジタル化に向けて、混乱なく移行するために関係機関との調整や体制整備を進めていく必要がある。

#### 今後の事業展開

- 接種時期を忘れやすい年代の接種対象者に対し、個別通知を発送することなどにより接種率の向上を図る。
- 新たに带状疱疹ワクチンが定期接種となるため、接種対象者に個別通知の送付や広報こつふ等を活用した周知を行う。
- 予防接種による健康被害救済制度を知らない者に対して、制度を認知してもらうために、個別通知や広報こつふ等で継続的に周知を行い、認知度の向上に努める。
- 予防接種事務のデジタル化に関する情報収集を行い、早期にデジタル化が実現できるよう準備を行う。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	523,619		

**感染症対策事業**

**担当部課名**  
 保健衛生部 医務感染症課

**事業概要**

- 感染症の発生予防とまん延防止等を定めた「甲府市感染症予防計画」に基づき、体制整備及び各関係機関との連携を図る。
- 定点医療機関から週単位又は月単位での届出内容を感染症サーベイランスシステム<sup>※</sup>を通じて、中央感染症情報センターへ報告し、届出内容を集計・分析した情報を公表する。
- 社会福祉施設等において感染症が集団発生した場合等の原因究明と拡大防止の指導等を目的に疫学調査を実施するとともに、市民への注意喚起のため、市ホームページに情報を公表する。
- 結核をはじめとした医療費公費負担の対象となる感染症患者に対し、公費負担を通じて適切な医療を提供する。
- 先天性風しん症候群を予防するため、妊娠を希望する女性、その配偶者及び同居者等を対象に保健所において風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い方には予防接種を勧奨する。
- エイズや性感染症のまん延防止と正しい知識の普及啓発を図るため、保健所における相談・検査及び学生等を対象とした知識普及啓発講座を実施する。

**現状と課題**

- 新型インフルエンザや新興感染症等における感染症の健康危機に備えるため、「甲府市感染症予防計画」及び「甲府市保健所健康危機対処計画（感染症編）」に基づき、感染症対策及び人員体制の整備、人材の養成等に計画的に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図る必要がある。
- 結核は、既感染者の高齢化などによる再燃がみられ、早期発見、まん延防止が重要であり定期健診等の受診について周知を図る必要がある。また、再発及び薬剤耐性菌の出現を防止するため処方された薬剤を確実に服薬し、治療の完了を徹底する必要がある。

**今後の事業展開**

- 生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生及びまん延に備えるため、「甲府市感染症予防計画」及び「甲府市保健所健康危機対処計画」に基づき対応する。
- 感染症まん延時等においても介護・障害福祉サービスが継続されるよう、事業所を対象とした研修の機会を提供するとともに、社会福祉施設職員向けのアクションカードのひな型を作成し、普及啓発を通じた活用促進に向けて働きかける。
- 感染症患者の移送体制、在宅療養者の支援体制の構築に向けた関係機関との協議検討を行う。
- 感染症のまん延時等、健康危機発生における保健所機能の強化に向け、感染症有事人員体制を構築し、有事体制初期の全職員及びI H E A T<sup>※</sup>要員への実践的訓練を実施する。
- 甲府市感染症対策連携会議等を開催し、医療機関等関係機関との連携強化を図る。
- 結核患者の服薬を支援するD O T S<sup>※</sup>支援員を引き続き配置し、確実な服薬を支援することにより、結核の再発や多剤耐性結核の発生を予防する。また、治療終了後の管理検診や結核患者との接触があった者への健診を行い、早期発見に努めるとともに、市民への結核予防に関する情報発信に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	27,835		

基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

## 施策6 医療環境の充実

### 施策の方向

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関との連携と機能分担を推進し、医療支援体制の確立に努めるとともに、休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図ります。

### 現状と課題

- 市立甲府病院にあつては、地域の中核病院として、各医療機関との機能分担及び医療連携並びに在宅医療等への支援強化に努めながら、地域が一体となった切れ目のない医療体制を確立し、経営の健全化を図る必要があります。
- 甲府市医師会など関係機関と連携し、甲府市地域医療センターや山梨県初期救急医療センターによる休日及び平日夜間における緊急医療体制の充実を図る必要があります。
- 病院や診療所等が適正な医療を行う場となるよう立入検査を実施するとともに、医療に関する相談や情報提供などを行う医療安全相談コーナーを設置し、市民が安心して医療を受けられる環境の構築及び医療の安全の確保を図る必要があります。
- 薬局等勤務薬剤師にかかる研修会を開催し、薬剤師の資質向上や業務の適正化等を図るほか、毒物劇物取扱者講習会を開催するなどし、毒物及び劇物による保健衛生上の危害防止を図る必要があります。

### 施策の成果

	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R7)	SDGs
成果指標	市立甲府病院の病床利用率	65.0% (R5)	68.1%	
	市立甲府病院における患者の紹介率・逆紹介率	紹介率 60.4% (R5) 逆紹介率 59.3% (R5)	紹介率 65.6% 逆紹介率 65.0%	
市民実感 度指数	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
			令和5年度	2.81P
			令和6年度	2.85P

施策を構成する事務事業

**施策6 医療環境の充実**

**(1) 医療支援体制の確立**

- ◎病院経営推進事業
- ◎地域医療連携事業
- 医療安全対策推進事業
- 国民健康保険事業(直営診療)

**(2) 緊急医療体制の充実**

- ◎救急医療体制整備事業
- 地域医療センター管理事業

**(3) 保健衛生の充実**

- 薬務等対策事業

## 基本目標3 安全で安心して健やかに暮らせるまちをつくる（暮らし）

【施策の柱】健やかな暮らしを支える

### 主要事業

#### 病院経営推進事業

担当部課名

市立甲府病院 経営企画課

#### 事業概要

●経営の健全化

需要が高まる医療・介護、地域に不足する医療・介護に対する体制強化を行う中で「市立甲府病院経営強化プラン」に基づき、入院収益の年次的な増収及び費用抑制を図ることにより、経常収支比率※100%以上を目指す。

#### 現状と課題

●平成25年度に市立甲府病院経営形態検討委員会において経営形態について検討し、当面の間は現行の地方公営企業法の一部適用の維持を決定した。現行の経営形態での経営改善状況を踏まえ、適宜適切に経営の効率化について検討を行う。

#### 今後の事業展開

- 目標管理による目標値、進捗状況の管理と確実な実行
- 全診療科、全部門に対して、院長・副院長を交えた意見交換会（4回/年）の実施
- 改善取組推進の体制作り
- 人間ドック等健診事業の再開

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	11,021,179		

#### 地域医療連携事業

担当部課名

市立甲府病院 総務課・総合相談センター

#### 事業概要

●市立甲府病院は地域の中核病院として、急性期医療の提供をはじめ、在宅療養後方支援病院及び地域包括ケア病棟の機能を活用した在宅医療等への支援に努めながら、当地域の地域包括ケアシステムの構築を推進する。

#### 現状と課題

●中北医療圏※において、75歳以上の医療需要は今後増加し、慢性疾患・複数疾患を抱えながら在宅医療を受ける患者や、手術のみならずリハビリ等を必要とする患者からの医療需要が見込まれることから、在宅医療等に対する支援を強化し、あらゆる世代の一人一人が安全安心で質が高く効率的な医療を受けられる、地域が一体となった医療連携体制を整備する必要がある。

#### 今後の事業展開

●救急医療をはじめ、がん診療・周産期医療等、自治体病院が担うべき医療の提供及び医療需要の増加が見込まれる在宅医療等への適切な対応を図るため、地域医療機関との機能分担及び医療連携を推進し、地域医療資源を有効的に活用しながら、効率的に質の高い医療の安定供給に努める。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	1,258		

**救急医療体制整備事業**

担当部課名  
 保健衛生部 医務感染症課  
 子ども未来部 母子保健課

**事業概要**

- 夜間の初期救急については、甲府市地域医療センターにおいて甲府市医師会が運営する救急医療センターに受診案内等を委託するとともに、甲府市歯科医師会が運営する歯科救急センター、甲府市薬剤師会が運営する救急調剤薬局に支援を行っている。なお、毎日18時から23時までを山梨県及び県内市町村で運営する「山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター」で実施し、23時以降を市立甲府病院などの二次救急病院に委託し、夜間における救急患者に対する診療を行う。
- 休日の日中における初期救急医療体制の整備については、開業医による在宅当番医制事業を甲府市医師会に加入している医療機関に委託して実施している。
- 二次救急医療※体制の整備については、病院群輪番制運営事業を周辺市町と共に二次救急病院に委託し、休日、夜間における重症救急患者に対する診療を行っている。
- 小児救急医療体制の整備については、小児初期救急医療センター事業及び小児病院群輪番制等を山梨県及び県内の市町村で組織する山梨県小児救急医療事業推進委員会を通じて実施し、夜間、休日における小児救急患者に対する診療等を行っている。

**現状と課題**

- 23時以降の二次救急病院への初期救急患者受入については、甲府市及び周辺地域（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町）との連携による初期救急医療体制により実施しているが、二次救急病院の負担の増加が課題となっている。
- 甲府市地域医療センターで実施している歯科救急センター及び救急調剤薬局の運営については、甲府市単独で財政負担を行っており、甲府市外からの利用者が一定数いるものの、市外の利用者に係る市町村の負担が反映されていない。
- 休日の日中における在宅当番医制事業については、甲府市医師会に加入している医療機関に委託して実施しているが、会員医師の高齢化等による協力医の減少等もあることから、医療機関の繁忙期・閑散期を考慮した柔軟な診療体制での運用など、効率的な運営を図っている。
- 医師の働き方改革や高齢化、診療協力医の減少などによって、中北医療圏における初期救急体制の運営は厳しい状況にある。また、急を要さない症状での夜間の初期救急の受診や、軽症で入院を要しない患者による二次救急の受診など、救急外来の不適切な利用も救急医療体制を維持する上での課題となっている。

**今後の事業展開**

- 「山梨大学医学部附属病院初期救急医療センター」及び「23時以降の二次救急病院による初期救急患者の受入」について、実績を踏まえた検証を行い、より効率的・安定的な運営に向けた協議を進めていく。なお、小児初期救急医療センターの運営については、広域により運営を行っており、引き続き適正な受診に努めていく。
- 救急医療の適正な利用については、継続して周知と啓発に努めていく。

事業費 (千円)	当初予算額	計画額	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	220,949		